平成２１年（フ）第５１２号
愛知県瀬戸市北脇町130番地
破産者　髙橋　郁夫
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５５７号
兵庫県西宮市小松西町２丁目１番１―306号
破産者　鈴木　一男
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６号
兵庫県伊丹市北野５丁目９番地１ハイム伊丹北野ファイブ401号、前住所兵庫県伊丹市千僧５丁目91番地２―604号
破産者　竹口　貴子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第１０１０号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目25番33号
破産者　河野　眞一
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成１９年（フ）第６７号
鳥取県東伯郡琴浦町大字宮木101番地
破産者　小川　和枝
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２０年（フ）第７８４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永831番地２
破産者　上田　昭彦
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第７８６号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永831番地２
破産者　平山　久則
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第１３８１号
北九州市八幡西区本城東６丁目11番10号、申立時の住民票上の住所福岡県田川市大字伊田4969番地
破産者　溝口　史和
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１８７号
佐賀県鳥栖市西田町146番地
破産者　野村　義治
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５２０号
福岡県久留米市南薫西町1951番地　魚宗ビル302号
破産者　矢動丸克巳
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土36番地４
破産者　吉田　　茂
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２０年（フ）第１２２８号
宮城県名取市那智が丘１丁目16番地の４
破産者　梶井　　信
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
神奈川県横須賀市長井３丁目７番12号
破産者　細谷　裕之
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第３００号
大阪府貝塚市名越627番地の１メゾン塚本303号
破産者　坂本　乗康
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第５３７号
和歌山県橋本市高野口町応其90番地の３、開始決定時の住所和歌山県橋本市高野口町伏原747番地の５
破産者　仲村渠清美
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第２９６号
鳥取県米子市上福原７丁目８番７号
破産者　樋野　朝昭
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４９号
広島県福山市千代田町２丁目13番26号　２Ｆ、旧住所広島県福山市手城町４丁目25番27号
破産者　藤井　由美
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第１２１２号
北九州市八幡西区上上津役３丁目13番18号
破産者　田丸　勝己
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部